

原発事故による放射線の影響とその対策の概要について

平成24年2月6日 放射線影響対策特命チーム

1 岩手県の放射線影響

東京電力株式会社原子力発電所事故による放射性物質を原因とする放射線被害については、空気、飲料水、土壌等から各種勸業の風評被害に至るまで多岐に及んでいる。

県民の健康に対する影響については、昨年、文部科学省が実施した航空機モニタリング調査結果等から、比較的高い値を示している県南地域においても、健康に影響を及ぼすレベルにはないと認識している。

【空間線量率（盛岡市）】

（単位：μGy/h）

項目	月										
	H23 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H24 1月
平均	0.033	0.025	0.023	0.023	0.023	0.023	0.023	0.023	0.023	0.023	0.021
最高値	0.055	0.028	0.028	0.025	0.025	0.035	0.027	0.029	0.028	0.029	0.023
最低値	0.027	0.023	0.021	0.022	0.022	0.022	0.021	0.022	0.021	0.020	0.020

【空間線量率（一関市）】（平成24年12月19日から測定開始。）

H24. 1月 平均 0.115 μGy/h （最高値 0.121、最低値 0.103）

2 岩手県の放射線影響影響対策の概要

岩手県では、原発放射線影響対策本部（本部長：知事）を設置し、『原発放射線影響対策の基本方針』等を定め、市町村等と連携しながら、必要な放射線影響対策を講じている。

【放射線影響対策に関する方針】

① 原発放射線影響対策の基本方針

⇒ 「子どもの健康」と「食の安全・安心」を重点項目に定める。

② 原子力発電所事故に伴う放射線量等測定に係る対応方針

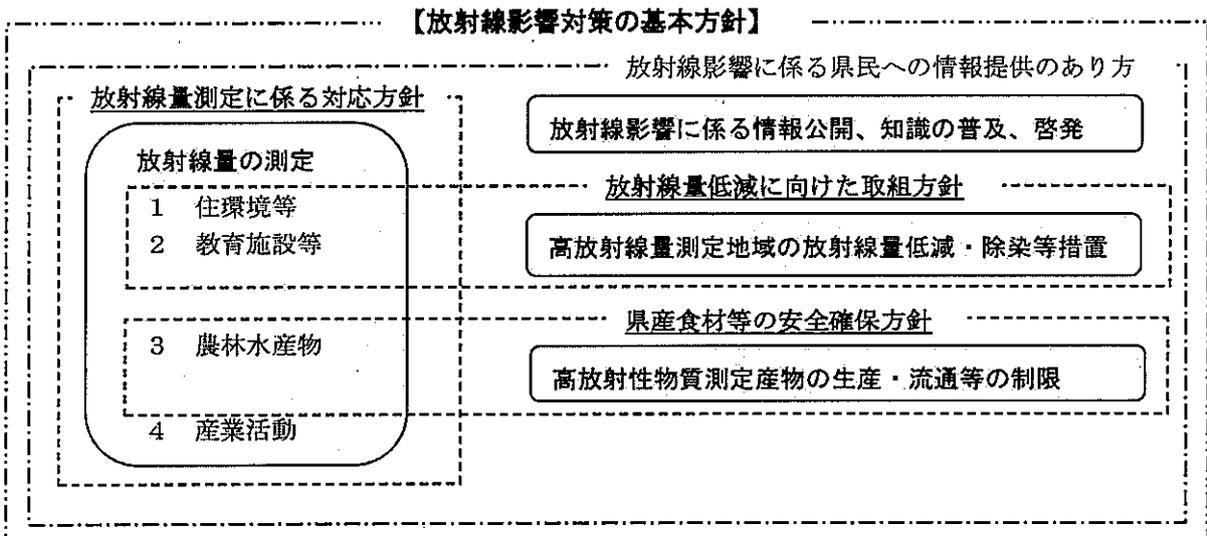
⇒ 県内全域の環境放射能及び農林水産物の放射性物質濃度を、計画的に測定する。

③ 放射線量低減に向けた取組方針

⇒ 追加被ばく線量の目標を 1 mSv/年、低減措置の実施目安を 1 μSv/時とする。

④ 県産食材の安全確保方針

⇒ 国の定める値を超えた場合は必要な出荷・流通の制限措置等を講じる。



3 その他

放射性物質による被害について、事故の原因者である東京電力㈱に対し、民間事業者の行う損害賠償請求を支援すると共に、県としても損害賠償請求を実施。

放射線影響対策に関する取組状況 (平成24年1月10日現在)

1 放射線量等の測定に関する対応状況

現在の対応状況	課題と今後の対応方向																																																			
<p>【総務部】</p> <p>1 県庁舎・合同庁舎 ・平成23年12月26日～平成24年1月16日に測定を実施。</p> <table border="1" data-bbox="199 600 1002 1243"> <thead> <tr> <th>庁舎名</th> <th>測定日</th> <th>放射線量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県庁舎</td> <td>平成24年1月12日</td> <td>0.04～0.08 μSv/h</td> </tr> <tr> <td>盛岡地区合同庁舎</td> <td>平成24年1月12日</td> <td>0.04～0.06 μSv/h</td> </tr> <tr> <td>奥州地区合同庁舎</td> <td>平成24年1月12日</td> <td>0.18～0.39 μSv/□</td> </tr> <tr> <td>奥州地区合同庁舎分庁舎</td> <td>平成24年1月12日</td> <td>0.14～0.18 μSv/h</td> </tr> <tr> <td>奥州地区合同庁舎江刺分庁舎</td> <td>平成24年1月16日</td> <td>0.08～0.17 μSv/h</td> </tr> <tr> <td>花巻地区合同庁舎</td> <td>平成24年1月13日</td> <td>0.05～0.07 μSv/h</td> </tr> <tr> <td>北上地区合同庁舎</td> <td>平成24年1月13日</td> <td>0.06～0.16 μSv/h</td> </tr> <tr> <td>遠野地区合同庁舎</td> <td>平成23年12月26日</td> <td>0.08～0.44 μSv/h</td> </tr> <tr> <td>一関地区合同庁舎</td> <td>平成23年12月28日</td> <td>0.13～0.36 μSv/h</td> </tr> <tr> <td>一関地区合同庁舎千厩分庁舎</td> <td>平成23年12月28日</td> <td>0.28～0.48 μSv/h</td> </tr> <tr> <td>釜石地庁舎</td> <td>平成24年1月11日</td> <td>0.08～0.13 μSv/h</td> </tr> <tr> <td>宮古地区合同庁舎</td> <td>平成24年1月5日</td> <td>0.08～0.12 μSv/h</td> </tr> <tr> <td>岩泉地区合同庁舎</td> <td>平成24年1月11日</td> <td>0.02～0.05 μSv/h</td> </tr> <tr> <td>大船渡地区合同庁舎</td> <td>平成24年1月10日</td> <td>0.15～0.24 μSv/h</td> </tr> <tr> <td>久慈地区合同庁舎</td> <td>平成23年12月27日</td> <td>0.07～0.09 μSv/h</td> </tr> <tr> <td>二戸地区合同庁舎</td> <td>平成24年1月4日</td> <td>0.05 μSv/h</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 県立大学 平成23年9月26日から10月21日にかけて測定を実施。</p> <p>(1) 空間放射線量 ・滝沢キャンパス (21箇所測定) 0.10～0.33 μSv/h ・宮古キャンパス (9箇所測定) 0.12～0.14 μSv/h</p> <p>(2) 土壌分析 ・滝沢キャンパス (9箇所) 貯水池で最大7,500Bq/kgのセシウムを検出 ・宮古キャンパス (1箇所) 放射性物質未検出</p> <p>3 私立学校 幼稚園、小中学校は、全19市町村中15市町村において測定、公表済。 高等学校等全14校中11校で調査済。 幼稚園13園、高等学校3校で、1 μSv/hを超える箇所(雨樋、排水口等)が発見。それぞれ関係市町村とともに、低減措置として除染が進められている。</p>	庁舎名	測定日	放射線量	県庁舎	平成24年1月12日	0.04～0.08 μ Sv/h	盛岡地区合同庁舎	平成24年1月12日	0.04～0.06 μ Sv/h	奥州地区合同庁舎	平成24年1月12日	0.18～0.39 μ Sv/□	奥州地区合同庁舎分庁舎	平成24年1月12日	0.14～0.18 μ Sv/h	奥州地区合同庁舎江刺分庁舎	平成24年1月16日	0.08～0.17 μ Sv/h	花巻地区合同庁舎	平成24年1月13日	0.05～0.07 μ Sv/h	北上地区合同庁舎	平成24年1月13日	0.06～0.16 μ Sv/h	遠野地区合同庁舎	平成23年12月26日	0.08～0.44 μ Sv/h	一関地区合同庁舎	平成23年12月28日	0.13～0.36 μ Sv/h	一関地区合同庁舎千厩分庁舎	平成23年12月28日	0.28～0.48 μ Sv/h	釜石地庁舎	平成24年1月11日	0.08～0.13 μ Sv/h	宮古地区合同庁舎	平成24年1月5日	0.08～0.12 μ Sv/h	岩泉地区合同庁舎	平成24年1月11日	0.02～0.05 μ Sv/h	大船渡地区合同庁舎	平成24年1月10日	0.15～0.24 μ Sv/h	久慈地区合同庁舎	平成23年12月27日	0.07～0.09 μ Sv/h	二戸地区合同庁舎	平成24年1月4日	0.05 μ Sv/h	<p>3 私立学校 今後とも測定状況等の把握や除染等に係る学校へのアドバイスに努める。</p>
庁舎名	測定日	放射線量																																																		
県庁舎	平成24年1月12日	0.04～0.08 μ Sv/h																																																		
盛岡地区合同庁舎	平成24年1月12日	0.04～0.06 μ Sv/h																																																		
奥州地区合同庁舎	平成24年1月12日	0.18～0.39 μ Sv/□																																																		
奥州地区合同庁舎分庁舎	平成24年1月12日	0.14～0.18 μ Sv/h																																																		
奥州地区合同庁舎江刺分庁舎	平成24年1月16日	0.08～0.17 μ Sv/h																																																		
花巻地区合同庁舎	平成24年1月13日	0.05～0.07 μ Sv/h																																																		
北上地区合同庁舎	平成24年1月13日	0.06～0.16 μ Sv/h																																																		
遠野地区合同庁舎	平成23年12月26日	0.08～0.44 μ Sv/h																																																		
一関地区合同庁舎	平成23年12月28日	0.13～0.36 μ Sv/h																																																		
一関地区合同庁舎千厩分庁舎	平成23年12月28日	0.28～0.48 μ Sv/h																																																		
釜石地庁舎	平成24年1月11日	0.08～0.13 μ Sv/h																																																		
宮古地区合同庁舎	平成24年1月5日	0.08～0.12 μ Sv/h																																																		
岩泉地区合同庁舎	平成24年1月11日	0.02～0.05 μ Sv/h																																																		
大船渡地区合同庁舎	平成24年1月10日	0.15～0.24 μ Sv/h																																																		
久慈地区合同庁舎	平成23年12月27日	0.07～0.09 μ Sv/h																																																		
二戸地区合同庁舎	平成24年1月4日	0.05 μ Sv/h																																																		

現在の対応状況	課題と今後の対応方向
<p>【政策地域部】</p> <p>1 いわて県民情報交流センター（アイーナ）（盛岡市） 平成23年12月8日、サーベイメータにより放射線量を測定 測定箇所22箇所（放射線量：0.04～0.10μSv/h）</p> <p>2 平庭高原自然交流館「しらかばの湯」（久慈市） 平成23年10月31日、サーベイメータにより放射線量を測定 測定箇所3箇所（放射線量：0.08～0.09μSv/h）</p> <p>3 平庭高原体験学習館「森のこだま館」（葛巻町） 平成23年度内に放射線量を測定予定 （参考：上記2「しらかばの湯」との距離は1km程度）</p>	
<p>【環境生活部】</p> <p>1 空間線量率</p> <p>(1) 原発事故前から毎日、盛岡市（環境保健研究センター）の空間線量率を測定（モニタリングポスト） 最大値は平成23年3月14日の毎時0.58μSvで、4月以降は事故前のレベルで推移</p> <p>(2) 平成23年6月13日から毎日、盛岡市の地表付近の放射線量を定時測定（サーベイメータ）</p> <p>(3) 平成23年6月6日から毎週1回、一関市の地表付近の放射線量を測定（サーベイメータ）</p> <p>(4) 平成23年6月から県内の地表付近の放射線量を測定（サーベイメータ） 平成24年1月の最大値は毎時0.38μSv</p> <p>2 降下物（平成23年5月9日以降不検出） 平成23年3月19日から毎日測定し、最高値は、平成23年3月20日から21日に盛岡市で観測された（一日あたりの換算値で）放射性ヨウ素が0.12、放射性セシウムが17.31、計17.43μSv（マイクロシーベルト）/日。</p> <p>3 水道水（平成23年4月19日以降不検出） 平成23年3月19日から毎日測定し、これまでの最大値は、平成23年3月23日に盛岡市で観測された放射性ヨウ素5.29、放射性セシウム0.13Bq（ベクレル）/kgで、いずれも基準値を大幅に下回っている。</p> <p>4-1 廃棄物（焼却灰）</p> <p>(1) 一般廃棄物焼却施設の焼却灰</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性セシウムについて各事業者が測定。（平成23年6月～） 県は計画及び結果の取りまとめ・公表を担当。 測定結果はND～30,000Bq/kg （平成23年8月1日及び9月14日に県公式HPにて公表済み） ・処理基準 	<p>1 空間線量率</p> <p>(1) モニタリングポストを年度内に9台追加配備し連続測定する予定。</p> <p>(2) 文部科学省のモニタリング見直しにより頻度を変更し毎月1回測定を実施する。</p> <p>(3) 平成23年12月末からモニタリングポストによる測定に移行。</p> <p>(4) サーベイメータを各広域振興局等に配備したことから、県内の広域振興局等の所在市町村の庁舎、公園等において定期的に地表付近の放射線量の測定を継続するほか、市町村等関係機関へ貸与し測定の充実を図る。</p> <p>2 降下物 文部科学省のモニタリング見直しにより頻度を変更し、毎月1回測定を実施する。</p> <p>3 水道水 盛岡市、奥州市、一関市、平泉町の水道水を1週間に1回測定する。（盛岡市については3ヶ月に1回精密測定する）</p> <p>4 廃棄物 市町村等事業者が、放射性物質濃度等の測定を放射性物質汚染対処特措法に基づき実施することとなっている。（調査義務免除あり）</p>

現在の対応状況	課題と今後の対応方向
<p>① 8,000Bq/kg 以下の主灰（燃え殻）及び飛灰※は、一般廃棄物最終処分場（管理型処分場）に埋立処分。</p> <p>② 8,000～100,000Bq/kg の主灰（燃え殻）及び飛灰は、セメント固化後管理型処分場に埋立。</p> <p>なお、10,000Bq/kg 以上の焼却灰については電離放射線障害防止規則での管理が求められる。</p> <p>※飛灰は、焼却炉の煙から除かれた塵や埃。</p> <p>(2) 産業廃棄物焼却施設の焼却灰（先行調査）</p> <ul style="list-style-type: none"> 放射性セシウムについて国からの要請に基づき平成23年7月に県内の産業廃棄物焼却施設について県が調査したもの。測定結果はND～23,000Bq/kg（平成23年9月16日に県公式HPにて公表済み） 処理基準 一般廃棄物焼却施設の焼却灰と同様 <p>4-2 廃棄物（し尿汚泥）</p> <p>国の当面の取扱い方針等について、農林水産部と連携し、廃棄物処理業者など関係機関への周知を行った。</p> <p>4-3 廃棄物（災害廃棄物）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成23年7月12日から11月22日にかけて沿岸被災地のがれきにおける放射線濃度を県が測定。 洋野、久慈、野田、普代、田野畑、宮古、山田、大槌、陸前高田の測定値は可燃物の平均値でND～104Bq/kg（平成23年8月12日、9月5日、12月8日に県公式HPにて公表済み） 焼却しても飛灰が埋立基準（8,000Bq/kg）を超過しないため、問題なく処理できることを確認。 <p>5 浄水発生土</p> <p>市町村及び企業団が、随時放射性物質濃度測定を行っている。これまでの測定では、管理型処分場に埋立処分ができるとされている8,000Bq/kgを大幅に下回っている。</p> <p>6 流通食品</p> <p>放射性セシウムに汚染された稲わらを給与された牛肉の放射性物質検査を平成23年7月25日から56件実施し、暫定規制値超過事例3件、測定結果の最大値1,198Bq/kg。</p>	<p>5 浄水発生土</p> <p>市町村及び企業団が、放射性物質濃度測定を必要に応じて行う。</p> <p>6 流通食品</p> <p>県内流通牛肉を中心に今後も同様の対応を継続予定。</p>
<p>【保健福祉部】</p> <p>県が所有する児童福祉施設等（※）について、平成23年8月5日から延べ100回測定し、最高値は3.45μSv/hで、一関児童相談所で基準値1.0μSv/hを超えていた。</p> <p>基準値を超えていた一関児童相談所については、低減措置として除染を行った。</p> <p>※ 測定施設 いわて子どもの森、杜陵学園、福祉総合相談センター、一関児童相談所、宮古児童相談所、療育センター</p>	<p>今後周辺地域の状況を注視しながら継続して測定する。</p>

現在の対応状況	課題と今後の対応方向
<p>【商工労働観光部】 工業製品については、岩手県工業技術センターにおいて、4月7日から放射線量測定サービスを実施し、延べ54回測定しているが、放射線の検出事例はない。</p>	<p>様々な製品に対応できるような測定設備の購入手続きを進めているところ（3月中旬導入予定）。</p>
<p>【県土整備部】</p> <p>1 県（流域下水道）</p> <p>(1) 放射性物質濃度 平成23年6月3日より脱水汚泥は概ね月1回、焼却灰（ばいじん）は週1回の頻度で測定している。 ①脱水汚泥：当初（平成23年6月）は21～320Bq/kg程度であったが、18～89Bq/kg程度まで低下してきている。 ②焼却灰：当初（平成23年6月）は810～2,510Bq/kg程度であったが、470～1,080Bq/kg程度まで低下してきている。 現在は、脱水汚泥は肥料原料としての利用基準（200Bq/kg以下）、焼却灰は埋立基準（8,000Bq/kg以下）を大きく下回っている状況にある。</p> <p>(2) 空間線量率 焼却灰を保管している浄化センターの敷地境界等で平成23年6月15日から測定している。 都南浄化センター：毎日（0.08～0.18μSv/h） 北上浄化センター：1回/週（0.02～0.20μSv/h）</p> <p>測定結果（放射性物質濃度・空間線量率）については、下水環境課及び流域下水道事務所のホームページで公表している。</p> <p>2 市町村（公共下水道・農業集落排水処理施設） 脱水汚泥の放射性物質濃度について、全ての市町村で測定を実施しており、検体の一部で肥料原料としての利用基準を超過したが、埋立基準を下回っている。</p> <p>測定結果（放射性物質濃度）の公表については、市町村の判断によりホームページ等で公表している。</p>	<p>1 県（流域下水道）</p> <p>(1) 放射性物質濃度 放射性物質汚染対処特別措置法完全施行に伴い、測定頻度の見直しを行い、平成24年1月16日から脱水汚泥は1回/4週、焼却灰は1回/2週として測定を実施する。 また、今年度中に施設から排出されるばい煙及び排水中の放射性物質濃度を測定する予定。</p> <p>(2) 空間線量率 測定結果は低い値で推移しているため、平成24年1月16日から測定頻度を1回/週として測定を実施する。</p> <p>2 市町村（公共下水道・農業集落排水処理施設） 今後も継続して測定する。</p>
<p>【医療局】</p> <p>○ 県立病院（院内保育所） 平成23年9月13日から28日にかけて10施設について計101箇所 で空間線量の測定を実施（サーベイメータ） 地上50cmの測定値として1施設（胆沢病院の院内保育所）で毎時0.8μSvが記録された箇所（雨樋の下）があったが、低減措置として除染を行い再測定で毎時0.10μSvに低下した。その他の施設では屋外で毎時0.06μSv～0.23μSv。</p>	

現在の対応状況	課題と今後の対応方向
<p>【企業局】</p> <p>1 各施設の空間線量率の測定について (1) 施設総合管理所（盛岡市、八幡平市、二戸市、久慈市の施設） 平成 23 年 11 月から 12 月にかけて、事務所及び発電所の計 41 地点において、空間線量率を測定した。 その結果、0.007～0.108 μSv/h</p> <p>(2) 県南施設管理所（北上市、金ヶ崎町、奥州市の施設） 平成 24 年 1 月 26 日及び 27 日に、事務所、発電所及び工業用水施設の計 9 施設において、空間線量率の測定を予定している。</p> <p>2 工業用水事業の放射性物質濃度の測定について (1) 工業用水 平成 23 年 7 月 7 日に測定し、検出限界以下であった。</p> <p>(2) 脱水汚泥 平成 23 年 6 月 30 日から月 1 回（または施設から搬出の都度）の放射性物質濃度の測定をし、最高値 799Bq/kg で、最近は 100Bq/kg 程度である。 脱水汚泥は、埋立処分基準（8,000Bq/kg 以下）及び再利用基準（コンクリート原材料として使用する場合は 100Bq/kg 以下）に従って処理している。</p> <p>（2の測定結果はホームページで公表）</p>	<p>1 空間線量率の測定 今後も周辺地域の状況を注視しながら必要に応じて測定する。</p> <p>2 放射性物質濃度の測定 (1) 工業用水 測定方針に基づき測定を継続する。</p> <p>(2) 脱水汚泥 再利用できない脱水汚泥は埋立処分に向け、関係機関と協議・調整を行っていく。</p>
<p>【教育委員会】</p> <p>平成 23 年 7 月～9 月に県南地区の小中学校の一部を抽出し、校庭の空間線量率、プール（水）等の放射線量のサンプリング調査を実施した。 県立学校については、業者に委託をし、平成 23 年 9 月 14 日から 11 月 7 日までに全校の空間放射線量の測定を完了した。 空間放射線量の測定の結果、基準値を超えていた県南地区の 10 校については低減措置として除染作業を行い、平成 23 年 12 月 27 日までに 10 校全ての除染作業を完了した。 現在は、各県立学校で、定期的（月 1 回程度）に測定を行っている。 また、県教育委員会が所管する他の施設についても、指定管理者において、12 月中に測定を行った。測定の結果、基準値を超える箇所はなかった。 測定結果等については、ホームページで公表している。</p>	<p>今後も引き続き各県立学校で、定期的な測定（月 1 回程度）を行っていく。 また、県教育委員会が所管する他の施設についても引き続き、指定管理者において、定期的に測定を行っていく。</p>
<p>【警察本部】</p> <p>警察本部庁舎、各警察署、自動車運転免許試験場、県南運転免許センター</p> <p>平成 24 年 2 月 28 日までに測定を実施予定</p>	<p>測定結果に応じて、低減措置を実施する。</p>

2 放射線量低減に関する対応状況

現在の対応状況	課題と今後の対応方向
<p>【総務部】</p> <p>1 庁内及び市町村における放射線量等の測定状況と低減措置の実施状況の確認。</p> <p>2 県立大学 滝沢キャンパス貯水池内の水路の流込み付近の表土の除去等を実施予定。</p> <p>3 私立学校 幼稚園 13 園、高等学校 3 校の除染対応が関係市町村とともに進められている。[再掲]</p>	<p>1 継続して対応を求めるとともに、市町村へのサポートを実施。</p> <p>2 除去した表土の保管場所等について調整中。</p> <p>3 今後とも除染等に係る学校へのアドバイスに努める。</p>
<p>【環境生活部】</p> <p>○ 市町村等の除染に対する支援 学校等における放射線影響の安全・安心を確保するため、学校等の放射線量測定及び土壌の除染について、市町村等への助成制度を平成 23 年 9 月 26 日に創設した。</p>	<p>引き続き、子供の生活環境の除染が優先的に行われるよう、制度の充実を図るほか、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染を進めていくため関連部局と連携し汚染状況重点調査地域として指定された 3 市町の除染計画策定等を支援していく</p>
<p>【保健福祉部】</p> <p>空間放射線量の測定の結果、基準値を超えていた一関児童相談所については、低減措置として除染を行った。[再掲]</p>	<p>基準値を超えた場合は、速やかに除染措置を講ずる。</p>
<p>【県土整備部】</p> <p>県管理施設である一般国道 284 号の側溝・集水柵上の一部で平成 23 年 8 月 26 日、県立都市公園（内丸緑地、御所湖広域公園、花巻広域公園）で平成 23 年 11 月 2 日～21 日、花巻空港駐車場で平成 24 年 1 月 17 日に空間線量率を測定し、低減措置の目安以下であることを確認したほか、文部科学省が実施した航空機モニタリングの測定結果を踏まえ、0.2～0.5μS/h の範囲内にある県管理施設（道路、河川、砂防）の把握を行った。</p> <p>道路：16 路線、河川：8 河川、砂防：5 地区</p>	<p>文部科学省が実施した航空機モニタリング及び平成 23 年 12 月に実施している道路の走行サーベイ調査の結果、基準値を超えた場合、除染等の低減措置を行う。</p> <p>また、浄化センター等の施設については今年度中に空間線量率を測定予定。</p>
<p>【医療局】</p> <p>空間放射線量測定の結果、比較的高い値を示した県立病院の院内保育所 1 施設について、低減措置として 1 箇所（胆沢病院の院内保育所）の除染を行った。[再掲]</p>	
<p>【教育委員会】</p> <p>空間放射線量の測定の結果、基準値を超えていた県南地区の 10 校については低減措置として除染作業を行い、平成 23 年 12 月 27 日までに 10 校全ての除染作業を完了した。[再掲]</p>	<p>今後も各県立学校で、測定した結果除染が必要な箇所があった場合には、除染作業を行っていく。</p> <p>県教育委員会が所管する他の施設についても、高い値が出た場合は除染作業を行う。</p>

3 県産食材の安全確保に関する対応状況

現在の対応状況	課題と今後の対応方向
<p>【環境生活部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 流通食品 暫定規制値超過が確認された牛肉については、直ちに店頭からの撤去及び回収等の措置を講じるよう要請をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 流通食品 牛肉の流通調査は現在も継続中であり、対応についても現在と同様の対応を行うこととしている。
<p>【農林水産部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内で生産（収穫・漁獲）される農産物、特用林産物及び水産物について「県産農林水産物の放射性物質濃度の検査計画」に基づき検査を実施。 これまでに、30品目を検査したところ、いずれも暫定規制値を下回る結果（1月10日現在）。 ○ 厚生労働省へ提出した牛の「出荷・検査方針」に基づき、適切な飼養管理の徹底や全頭検査・全戸検査を実施中。 これまでに12,660頭の検査を実施し、放射性セシウムの値が暫定規制値(500Bq/kg)を超えた牛は6頭（1月10日現在）。 ○ 消費者の牛肉に対する不安の払拭や消費拡大に向けた「いわての牛肉安全・安心フォーラム」を開催（12月9日） ○ 汚染稲わら量は、18市町村で約600トン。7市町で処分終了。 8000ベクレル超過は、国が処理するため、現時点では一時保管対応 ○ 肥料等の放射性セシウムの暫定許容値（400Bq/kg）を超える牛ふん堆肥の利用自粛は、事故後の稲わらを利用した農家及び一関市・平泉町の繁殖農家を除き、全ての市町村で解除（9月7日）。 ○ 飼料中の放射性セシウムの暫定許容値（300Bq/kg）を超過した4市町8エリアに対し、牧草の利用自粛等を要請。 ○ 利用自粛地域の牧草地の除染（草地更新）を実施しており、約60haの反転耕を実施（1月10日現在）。 ○ 飼料用とうもろこし、ホールクroppサイレージ（WCS）用稲、稲わらなど夏作飼料作物について、11月15日で、本年度産飼料作物の放射性物質調査が終了し、全て利用可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「検査計画」に基づき、県内で生産（収穫・漁獲）される農林水産物の検査を継続。 ○ 「出荷・検査方針」に基づき、全頭検査・全戸検査等を継続。 ○ 首都圏の市場関係者、外食産業、生産者等が参加する「いわて牛の集い」の開催（1月26日予定）など、あらゆる機会を捉えて、県産牛肉の安全性を広くアピールする予定。 ○ 処分経費助成や住民説明会の連携開催など、市町を支援。 ○ 事故後の稲わら等を利用した農家及び一関市・平泉町の繁殖農家の自粛解除に向け、個別検査を実施。 ○ 利用自粛地域の牧草地の除染（草地更新）を継続。 ○ 次年度の調査について検討中。

4 子どもの健康への影響対策

現在の対応状況	課題と今後の対応方向
<p>【環境生活部】</p> <p>学校等における放射線影響の安全・安心を確保するため、学校等の放射線量測定及び土壌の除染について、市町村等への助成制度を創設した。</p> <p>助成制度の活用状況 (12月8日時点)</p> <p>事業終了 5市町村</p> <p>年内に終了予定 8市町村</p> <p>年度内に終了予定 20市町村</p>	<p>引き続き、子供の生活環境の除染が優先的に行われるよう、制度の充実を図る。</p>
<p>【保健福祉部】</p> <p>○ 放射線健康影響調査 (尿中放射性物質サンプリング検査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 説明会等により調査対象者に対する調査方法等の説明を実施 ・ 平成23年12月上旬から調査開始 ・ 子どもの尿2リットル連続採尿、環境保健研究センターで検査、測定時間60分以上/件、予備費充用 ・ 調査対象者数 ・ 第一次決定：一関市36人、奥州市24人、金ケ崎町・平泉町各12人 ・ 第二次決定：一関市24人、奥州市12人、宮古市12人 ・ 調査進捗状況 ・ 放射性物質質量測定は約50検体終了、健康影響評価は全て未了 	<p>○ 放射線健康影響調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 測定の完了、健康影響評価の実施：2月末頃 ・ 有識者会議の開催：2月及び3月上旬 (調査結果の評価及び今後の対応等検討) ・ 結果等公表：3月上旬
<p>【教育委員会】</p> <p>○ 学校等の除染</p> <p>平成23年7月～9月に県南地区の小中学校の一部を抽出し、校庭の空間線量率、プール(水)等の放射線量のサンプリング調査を実施した。</p> <p>県立学校については、業者に委託をし、平成23年9月14日から11月7日までに全校の空間放射線量の測定を完了した。</p> <p>空間放射線量の測定の結果、基準値を超えていた県南地区の10校については低減措置として除染作業を行い、平成23年12月27日までに10校全ての除染作業を完了した。</p> <p>現在は、各県立学校で、定期的(月1回程度)に測定を行っている。</p> <p>また、県教育委員会が所管する他の施設についても、指定管理者において、12月中に測定を行った。測定の結果、基準値を超える箇所はなかった。[再掲]</p> <p>○ 学校給食</p> <p>学校給食を自校調理で実施している県立学校(特別支援学校8、夜間定時制学校3)に測定機器を設置し、検査体制を整備することとした。(現在測定機器発注中。平成24年度からの検査開始予定)</p> <p>併せて、市町村が測定機器を購入する際のコストに対する助成制度を創設した。</p>	<p>○ 学校等の除染</p> <p>今後も引き続き各県立学校で、定期的な測定(月1回程度)を行っていく。</p> <p>また、県教育委員会が所管する他の施設についても引き続き、指定管理者において、定期的な測定を行っていく。</p> <p>また各県立学校で、測定した結果除染が必要な箇所があった場合には、除染作業を行っていく。</p> <p>県教育委員会が所管する他の施設についても、高い値が出た場合は除染作業を行う。[再掲]</p> <p>○ 学校給食</p> <p>検査開始に向けて、市町村と連携を図りながら、検査体制の構築を進めていく。</p>

5 損害賠償請求への取組について

(1) 民間の損害賠償請求

現在の対応状況	課題と今後の対応方向
<p>【商工労働観光部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 商工・観光関係団体を対象とした、損害賠償請求に係る説明会を開催（平成24年1月10日（火）） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 商工・観光関係団体傘下の事業者等の被害状況を調査し、1月下旬をめどに取りまとめる予定
<p>【農林水産部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策岩手県協議会」（事務局：JA岩手県中央会）が損害賠償請求。 <ul style="list-style-type: none"> ・第1次請求（平成23年9月30日） 29,450,920円 牧草に係る損害 ・第2次請求（平成23年10月31日）1,013,534,573円 牧草・肉牛・稲わら・検査費用に係る損害 ・第3次請求（平成23年11月15日）1,170,955,837円 <ul style="list-style-type: none"> ①牧草・肉牛・稲わら・検査費用に係る損害 ②損害項目に子牛、廃用牛、乾しいたけを追加 ○ 東京電力は、県協議会に対し、第3次請求までの総額22億1,400万円の賠償請求の内、乾しいたけの価格下落分や農協等が行った放射性物質検査の費用等を除いた19億2,400万円（請求額の9割に相当）を概算払い（平成23年12月2日）し、県協議会は平成23年12月16日、農家等へ賠償金を振込み。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3次請求までの本賠償を平成24年1月までに完了予定。 概算払いの対象外とされた乾しいたけの価格下落分や農協等が行った放射性物質検査の費用等について、損害賠償請求を継続。 ○ 1月末に、成牛市場における価格下落分を加えた第4次請求を実施する予定。

(2) 自治体（県）の損害賠償請求

現在の対応状況	課題と今後の対応方向
<p>【総務部】</p> <p>1 損害賠償請求事務などの市町村との意見交換会を実施。 平成23年12月1日 県南会場 平成23年12月2日 盛岡会場</p> <p>2 損害賠償などに関する相談窓口の設置（平成23年12月5日） ・ 一般県民、民間事業者からの問合せ件数21件（平成24年1月19日まで）</p> <p>3 平成23年度第1次請求（平成24年1月下旬予定）に向けた取組の実施。 ・ サーベイメータ等モニタリング機器購入費など庁内各部署の損害額の取りまとめ。 ・ 県の損害賠償請求と合わせて市町村についても損害賠償請求を実施する予定で調整。</p>	<p>1 市町村の意見及び本部員会議での議論を踏まえ、東京電力(株)に対する損害賠償請求について対応。</p> <p>2 今後も継続して対応。</p> <p>3 第1次請求で対象外としている人件費などの被害額の算出方法について検討を行い、市町村等と調整のうえ、24年度早期に第2次請求を行う予定。</p>
<p>【県土整備部】</p> <p>1 県（流域下水道） 損害賠償請求に向け、追加的経費の対象を選定したほか、東北地方整備局が主催する賠償請求手続説明会に出席した。 内容は「賠償に当たっての基本的な考え方」、「賠償請求手続きの流れ」「費用項目」等であったが、具体的な賠償基準はなく、当面、原子力損害賠償紛争審査会の「中間指針」に沿って、下水道事業者から提出される事前協議申出書等の内容を検討するとのことであった。</p> <p>2 市町村（公共下水道・農業集落排水処理施設） 市町村が必要に応じて国（東北地方整備局（上記1に同じ）及び東北農政局）主催の賠償請求手続説明会に出席した。</p>	<p>1 県（流域下水道） 左記説明会を踏まえ、汚泥・焼却灰等の検査費用、運搬費用、処分費用等について、損害賠償請求の準備を進める。 なお、平成23年11月30日までに支出した費用については12月1日から協議可能であるが、賠償基準の策定が平成24年2月頃となることから、協議時期を含めて検討する。</p> <p>2 市町村（公共下水道・農業集落排水処理施設） 損害賠償請求については、各市町村の判断で対応する。</p>
<p>【他部局】 損害賠償の対象となる費用について整理中。</p>	<p>費用のとりまとめ終了後、市町村と調整したうえで一次請求を行う。</p>

6 その他

現在の対応状況	課題と今後の対応方向
<p>【秘書広報室】</p> <p>1 いわてグラフ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時号（平成 23 年 8 月 26 日）として、放射能対策特集号を発行。 ・ 1 月号（平成 23 年 12 月 31 日発行）で、放射能対策特集を掲載。 <p>2 県公式ホームページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トップページに「環境放射能に関する情報」を掲載。 ・ 県公式ホームページで更新した情報を twitter、facebook で発信。 	<p>○ ホームページ、県政番組、いわてグラフ等で広報を随時行う。</p>
<p>【総務部】</p> <p>○ 各種方針の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> H23. 8. 31 放射線量等測定に係る対応方針 H23. 9. 21 放射線量低減に向けた取組方針 H23. 10. 4 県産食材の安全確保方針 <p>○ 市町村連絡会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> H23. 8. 22 第 1 回原発放射線影響対策市町村等連絡会議開催 H23. 11. 9 第 2 回原発放射線影響対策市町村等連絡会議開催 	<p>継続して市町村との意見交換を行う場を設け、必要な情報を提供し、市町村をサポート。</p>
<p>【県南広域振興局】</p> <p>1 放射性物質による健康被害等に関する講演会等の開催による放射能を正しく理解するための取り組み。（奥州・一関保健所） 地域住民等に対して正しい知識・情報を判りやすく提供することにより過剰な不安の軽減が図られている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績（平成 23 年 6 月 20 日～平成 24 年 1 月 10 日まで） 延べ 19 回開催、参集者 1,579 人 ・ 1 月以降 3 回開催予定（平成 24 年 1 月 10 日現在） <p>2 放射線の影響対策について、管内各市町間の情報共有等を行うことにより統一的な対応を図ることを目的として支援を行うもの。 隣接市町の取組状況を参考にすることにより、各市町の対策の差が少なくなっているが、地域の事情等により、除染の基準等については統一されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績（平成 23 年 8 月 29 日から 10 月 20 日まで） 担当者による意見交換会及び県南 4 市町の首長等による意見交換会を 4 回実施（うち 1 回は特措法説明会と併催） <p>3 汚染された稲わらの一時保管計画について、一関農林振興センターが一関市の住民説明会に出席し、市とともに住民に対し説明。（平成 23 年 11 月 5 日～12 月 7 日） 市内の 4 カ所に分散して保管することを計画しているが、地域住民の反対が強い地域もあり調整は難航している。</p> <p>4 牧草地の除染対策については、「牧草地再生対策事業」により農業公社に委託し、一関、千厩地区で表層土の放射性物質濃度の低減対策を実施。 平成 23 年 12 月 16 日から工事を開始しているが、3 月までの工事完了のためには、施工協力をいただける農家・業者の確保が課題となっている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の放射能に関する不安を払拭することが課題となっており、今後も要請に応じて住民等を対象とした講演会等を開催する。 ・ 今後は、「放射性物質汚染対処特別措置法」に基づく除染計画策定や損害賠償請求への統一的な対応などに係る意見交換会を環境保全課と共同して実施する。 ・ 一関市では集約保管だけでなく戸別保管も選択肢とする方針であることから、農家段階での保管について、市とともに検討する。 ・ 管内の他地区における草地の除染のほか、汚染牧草や稲わらの処理の促進を図るとともに、農林水産物の販売促進、産地の活性化に取り組む。